

## 人吉市建設工事等における合冊入札に係る取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、人吉市が発注する建設工事等について、円滑で適正な建設工事等を実施することを目的とし、複数の請負契約を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る入札を一つの案件として執行する合冊入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 合冊入札 複数の請負契約を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る入札を一つの案件として執行する入札をいう。
- (2) 建設工事等 建設工事並びにこれに関する調査、測量及び設計業務等委託をいう。
- (3) 主体工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、設計金額が最も大きい主たる建設工事等をいう。
- (4) 関連工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、主体工事以外の従たる建設工事等をいう。
- (5) 合冊入札予定価格 合冊入札により執行する場合の予定価格をいう。

(対象案件)

第3条 合冊入札は、主体工事及び関連工事が次の各号のいずれにも該当する建設工事等を対象とする。

- (1) 主体工事及び関連工事をそれぞれ発注する場合、契約不適合責任の範囲が不明確となる理由により、同一の者と契約することが適当であると判断されること。
- (2) 主体工事及び関連工事の施工場所が近接していること及び施工時期が同一であること。
- (3) 主体工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(指名審査会)

第4条 合冊入札の実施については、複数の建設工事を合わせた設計金額が3,000万円を超える場合は、人吉市工事指名競争入札参加者選定審査会の審査を経るものとする。

(設計金額等の算出)

第5条 合冊入札予定価格及び合冊入札最低制限価格は、主体工事及び関連工事の設計金額を基に算出する。

(工種)

第6条 合冊入札における工種は、主体工事の工種とする。

(入札)

第7条 合冊入札に係る入札書は1枚とし、主体工事及び関連工事の合計金額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含まないものとする。

(内訳書)

第8条 合冊入札に係る内訳書は、主体工事及び関連工事ごとの内訳書を作成するものとする。

(入札結果の公表)

第9条 入札結果の公表は、合冊入札予定価格及び合冊入札における落札金額をもって行うものとする。

(契約書)

第10条 合冊入札に係る契約書は、それぞれの主体工事及び関連工事ごとに作成するものとする。

2 合冊入札に係る契約保証金は、それぞれの主体工事及び関連工事ごとに納めなければならない。

(契約金額の算出)

第11条 合冊入札により執行した主体工事及び関連工事の契約金額は、合冊入札による落札金額を設計金額の合計の割合に応じて按分した金額に消費税等を加算した金額とする。

2 前項で按分した落札金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数の百の位を四捨五入するものとし、主体工事及び関連工事の按分した落札金額の合計額が落札金額に合致しない場合は、主体工事の按分した落札金額で調整するものとする。

(配置技術者等)

第12条 主体工事及び関連工事に配置する主任技術者は、同一の者が兼務することができる。ただし、主体工事及び関連工事の下請契約の請負代金の合計が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は監理技術者の資格を有する者を配置しなければならないものとし、主体工事及び関連工事の契約金額の合計が同号の政令で定める金額以上になる場合は主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。

2 主体工事及び関連工事のいずれか又は全ての工事において、主体工事及び関連工事ごとに専任を要する監理技術者の配置が必要な場合、

同一の者が他の建設工事等の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができない。

- 3 主体工事及び関連工事に配置する現場代理人は同一の者が兼ねることができる。ただし、専任を要する監理技術者が当該主体工事及び関連工事の現場代理人を兼ねる場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により主体工事及び関連工事の現場代理人を兼務する場合の工事の件数は、それらを1件として数えるものとする。